

浜松市の区の再編に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第41号

浜松市の区の再編に伴う関係条例の整理に関する条例

(水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例の一部改正)

第1条 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例(昭和47年静岡県条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
区域	範囲	区域	範囲
(略)		(略)	
浜名湖水域	今切口の東導流堤の基部(浜松市 <u>西区</u> 舞阪町舞阪官有無番地)と西導流堤の基部(湖西市新居町新居官有無番地)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域	浜名湖水域	今切口の東導流堤の基部(浜松市 <u>中央区</u> 舞阪町舞阪官有無番地)と西導流堤の基部(湖西市新居町新居官有無番地)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年静岡県条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 (略)		別表第2 (略)	
(i) 次に掲げる市の地域		(i) 次に掲げる市の地域	
下田市(1丁目の近隣商業地域(都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域をいう。)及び商業地域(同号の商業地域をいう。以下同じ。)並びに蓮台寺字山崎の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(同号の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域をいう。)を除く。)、伊豆市(修善寺の商業地域、湯ヶ島339番1、		下田市(1丁目の近隣商業地域(都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域をいう。)及び商業地域(同号の商業地域をいう。以下同じ。)並びに蓮台寺字山崎の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(同号の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域をいう。)を除く。)、伊豆市(修善寺の商業地域、湯ヶ島339番1、	

340番1、343番4、347番1、347番4、347番6、347番15、347番16、349番1、349番5、349番6、349番9、349番10、355番1、355番2、356番1から356番3まで、356番6、357番1から357番3まで、358番1、358番2、358番7、358番8、359番1、359番2、360番1、360番2、362番1、362番4、363番1、363番3、409番1から409番3まで、412番1、412番2、413番1、413番2、1969番1、1969番12から1969番15まで、2822番2、2827番3、2828番1、2829番2、2829番4、2831番2、2832番1、2832番2、2832番4から2832番7まで、2833番2、2833番5、2833番7、2834番1、2834番2、2834番4、2835番3及び2852番27から2852番31まで並びに吉奈37番1、38番1、38番4、43番1、49番1、50番1、53番1から53番3まで、54番1、56番1、57番1、57番2、58番1から58番3まで、60番2から60番4まで、61番1、62番2、62番4、62番5、63番1、63番2、63番8、63番10、63番11、64番1、64番3、65番1、95番2から95番5まで、96番1、96番2、98番1、100番1、100番2、101番1、101番2、104番1、104番2、105番1及び106番を除く。)、伊豆の国市(長岡の商業地域を除く。)、伊東市(商業地域を除く。)、熱海市(商業地域を除く。)、三島市、沼津市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市(西区館山寺町の商業地域及び西区舞阪町弁天島字弁天島を除く。))及び湖西市

(2) (略)

340番1、343番4、347番1、347番4、347番6、347番15、347番16、349番1、349番5、349番6、349番9、349番10、355番1、355番2、356番1から356番3まで、356番6、357番1から357番3まで、358番1、358番2、358番7、358番8、359番1、359番2、360番1、360番2、362番1、362番4、363番1、363番3、409番1から409番3まで、412番1、412番2、413番1、413番2、1969番1、1969番12から1969番15まで、2822番2、2827番3、2828番1、2829番2、2829番4、2831番2、2832番1、2832番2、2832番4から2832番7まで、2833番2、2833番5、2833番7、2834番1、2834番2、2834番4、2835番3及び2852番27から2852番31まで並びに吉奈37番1、38番1、38番4、43番1、49番1、50番1、53番1から53番3まで、54番1、56番1、57番1、57番2、58番1から58番3まで、60番2から60番4まで、61番1、62番2、62番4、62番5、63番1、63番2、63番8、63番10、63番11、64番1、64番3、65番1、95番2から95番5まで、96番1、96番2、98番1、100番1、100番2、101番1、101番2、104番1、104番2、105番1及び106番を除く。)、伊豆の国市(長岡の商業地域を除く。)、伊東市(商業地域を除く。)、熱海市(商業地域を除く。)、三島市、沼津市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市(中央区館山寺町の商業地域及び中央区舞阪町弁天島字弁天島を除く。))及び湖西市

(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県暴力団排除条例の一部改正)

第3条 静岡県暴力団排除条例(平成23年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(暴力団排除特別強化地域)</p> <p><b>第18条の2</b> 暴力団の排除を特に強力に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域と定める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 浜松市<u>中区</u>のうち旭町、板屋町、鍛冶町、肴町、神明町、砂山町、田町、千歳町、伝馬町、平田町、旅籠町及び連尺町地域</p>	<p>(暴力団排除特別強化地域)</p> <p><b>第18条の2</b> 暴力団の排除を特に強力に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域と定める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 浜松市<u>中央区</u>のうち旭町、板屋町、鍛冶町、肴町、神明町、砂山町、田町、千歳町、伝馬町、平田町、旅籠町及び連尺町地域</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この条例は、令和6年1月1日から施行する。